

プラスチック製容器包装



プラスチック製容器包装は町指定のリサイクル専用袋に入れて出してください。
※スーパーなどが行っている資源回収もご利用ください。

プラスチック製容器包装とは？

商品を入れたもの（プラスチック製容器）、包んだもの（プラスチック製包装）が分別対象です。プラスチック製品（CD（ケースを含む）、文房具、弁当箱、おもちゃなど）は「燃やすごみ」です。21ページ以降のごみ分別早見表（50音順）もご確認ください。

●カップ類（カップ麺の容器など）

※紙製のカップ麺の容器は「燃やすごみ」です。

●ポリ袋（スーパーなどのレジ袋、冷凍食品の袋など）

●包装フィルム類（菓子箱などの包装フィルムなど）

●トレー・パック類

（総菜や弁当などのトレー、卵などのパックなど）

●洗剤の容器など

●発泡スチロール

●ペットボトルのふた・ラベル

●プラスチック製の飲料用容器



プラスチック製容器包装の出し方

① 水洗い、もしくは
拭き取って汚れを取る



② 乾燥させる



③ 町指定のリサイクル
専用袋で出す



※洗っても汚れがとれないものは「燃やすごみ」です。

令和2年4月より「発泡スチロール」の分別は廃止となりました。発泡スチロールはプラスチック製容器包装に分別して出してください。ご協力をお願いします。